

臨時代理議決

令和8年2月27日

第2号議案

令和8年2月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する
意見について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、別紙の
とおり報告します。

令和8年3月3日

教育長 前川 明範

別 紙

令和 8 年 2 月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する
意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、
令和 8 年 2 月 25 日付け 8 財第 26 号で意見を求められました令和 8 年
2 月府議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下
記のとおりであります。

記

- 1 令和 7 年度京都府一般会計補正予算（第 12 号）
異議ありません。
- 2 損害賠償請求事件に係る和解の件
異議ありません。
- 3 損害賠償等請求事件に係る調停成立の件
異議ありません。

令和8年 月 京都府議会定例会議案 (その3)
2

令和8年 京都市議会定例会議案(その3)目次
2

第44号議案	令和7年度京都市一般会計補正予算(第12号)	1
第45号議案	令和7年度京都市営林事業特別会計補正予算(第1号)	19
第46号議案	令和7年度京都市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	23
第47号議案	令和7年度京都市農業改良資金助成事業等特別会計補正予算(第1号)	25
第48号議案	令和7年度京都市中小企業経営基盤強化資金助成事業特別会計補正予算(第1号)	27
第49号議案	令和7年度京都市収益事業特別会計補正予算(第2号)	29
第50号議案	令和7年度京都市地域開発事業特別会計補正予算(第2号)	33
第51号議案	令和7年度京都市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	35
第52号議案	令和7年度京都市港湾事業特別会計補正予算(第3号)	37
第53号議案	令和7年度京都市公債費特別会計補正予算(第1号)	39
第54号議案	令和7年度京都市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	41
第55号議案	令和7年度京都市電気事業会計補正予算(第2号)	43
第56号議案	令和7年度京都市水道事業会計補正予算(第3号)	45
第57号議案	令和7年度京都市病院事業会計補正予算(第2号)	49
第58号議案	令和7年度京都市工業用水道事業会計補正予算(第2号)	53
第59号議案	令和7年度京都市流域下水道事業会計補正予算(第3号)	57
第60号議案	衛星通信系防災情報システム整備事業に関する市町村負担金を定める件	61
第61号議案	府営農業競争力強化農地整備事業等に関する市町村負担金を定める件	63

第62号議案	府営土地改良事業に関する市町村負担金を定める件	65
第63号議案	水産物供給基盤機能保全事業に関する市町村負担金を定める件	67
第64号議案	都市計画事業に関する市町村負担金を定める件	69
第65号議案	急傾斜地崩壊対策事業等に関する市町村負担金を定める件	71
第66号議案	流域下水道事業に関する市町村負担金を定める件	73
第67号議案	一般国道307号道路新設改良工事委託契約変更の件	77
第68号議案	府道綾部宮島線道路新設改良工事請負契約変更の件	79
第69号議案	京都府府営住宅向日台団地整備特定事業契約変更の件	81
<u>第70号議案</u>	<u>損害賠償請求事件に係る和解の件</u>	<u>83</u>
<u>第71号議案</u>	<u>損害賠償等請求事件に係る調停成立の件</u>	<u>85</u>

第 4 4 号 議 案

令和7年度京都市一般会計補正予算（第12号）

令和7年度京都市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,162,785千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,135,657,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（府債の補正）

第2条 府債の変更は、「第2表府債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

令 和 8 年 3 月 3 日 提 出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 府	税	297,000,000	25,557,000	322,557,000
	1 府 民 税	98,320,367	8,037,000	106,357,367
	2 事 業 税	101,829,296	7,846,000	109,675,296

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計	
	3 地方消費税	42,087,001	7,236,000	49,323,001	
	4 不動産取得税	9,758,869	2,353,000	12,111,869	
	5 府たばこ税	2,638,240	△78,000	2,560,240	
	6 ゴルフ場利用税	731,500	8,000	739,500	
	7 軽油引取税	14,091,861	277,000	14,368,861	
	8 自動車税	27,425,071	△106,000	27,319,071	
	11 産業廃棄物税	95,670	△15,000	80,670	
	12 旧法による税	3,502	△1,000	2,502	
	2 地方消費税清算金	128,700,000	9,733,580	138,433,580	
	3 地方譲与税	1 地方消費税清算金	128,700,000	9,733,580	138,433,580
			54,276,000	4,964,000	59,240,000
		1 特別法人事業譲与税	52,474,000	4,963,000	57,437,000
4 自動車重量譲与税		275,000	1,000	276,000	
4 地方特例交付金		1,077,000	△76,806	1,000,194	
	1 地方特例交付金	1,077,000	△76,806	1,000,194	
5 地方交付税		194,013,934	15,986,000	209,999,934	
	1 地方交付税	194,013,934	15,986,000	209,999,934	
6 交通安全対策特別交付金		400,000	△130,000	270,000	
	1 交通安全対策特別交付金	400,000	△130,000	270,000	
7 分担金及び負担金		1,951,407	46,256	1,997,663	

	1 分	担	金	36,009	1,425	37,434
	2 負	担	金	1,915,398	44,831	1,960,229
8 使用材料及び手数料	1 使	用	料	11,516,656	△476,545	11,040,111
	2 手	数	料	7,674,353	△128,803	7,545,550
				3,842,303	△347,742	3,494,561
9 国庫支出名	1 国	庫	支	118,530,638	894,092	119,424,730
	1 国	庫	負	49,954,546	△365,012	49,589,534
	2 国	庫	補	61,720,845	1,708,660	63,429,505
	3 委	託	金	6,855,247	△449,556	6,405,691
10 財産収入	1 財	産	運	2,398,293	452,245	2,850,538
	2 財	産	売	2,080,565	262,261	2,342,826
	2 財	産	売	317,728	189,984	507,712
11 寄附金	1 寄	附	金	605,238	877,648	1,482,886
	1 寄	附	金	605,238	877,648	1,482,886
12 繰入金				38,856,450	△14,796,091	24,060,359
	1 特	別	会	2,061,683	△1,998,519	63,164
	2 基	金	繰	36,794,767	△12,797,572	23,997,195
13 繰越金				500,000	4,684,936	5,184,936
	1 繰	越	金	500,000	4,684,936	5,184,936
14 諸収入				166,603,399	△394,530	166,208,869
	1 延	滞	金	1,048,570	△472,219	576,351

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 府預金利子	4,000	8,811	12,811
	3 貸付金元利収入	155,806,925	△812,594	154,994,331
	4 受託事業収入	2,628,729	△322,674	2,306,055
	5 収益事業収入	3,440,000	△420,948	3,019,052
	6 利子割精算金収入	3	△2	1
	7 雑入	3,675,172	1,625,096	5,300,268
15 府債		82,066,000	△10,159,000	71,907,000
	1 府債	82,066,000	△10,159,000	71,907,000
歳入	合計	1,098,495,015	37,162,785	1,135,657,800

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		2,022,479	△23,975	1,998,504
	1 議会費	2,022,479	△23,975	1,998,504
2 総務費		50,966,489	12,544,170	63,510,659
	1 総務管理費	20,209,882	12,338,991	32,548,873
	2 企画費	9,091,217	35,097	9,126,314
	3 徴税費	9,649,945	71,403	9,721,348
	4 市町村振興費	2,940,420	△113,357	2,827,063
	5 選挙費	3,919,175	37,864	3,957,039

3 民 生 費	6 防 災 費	2,721,379	11,535	2,732,914
	7 統 計 調 査 費	2,075,708	145,069	2,220,777
	8 人 事 委 員 会 費	179,890	2,800	182,690
	9 監 査 委 員 費	178,873	14,768	193,641
		196,619,387	7,670,488	204,289,875
	1 社 会 福 祉 費	156,109,790	2,577,509	158,687,299
	2 児 童 福 祉 費	37,182,985	4,897,599	42,080,584
	3 生 活 保 護 費	3,179,546	178,974	3,358,520
	4 災 害 救 助 費	147,066	16,406	163,472
4 衛 生 費		23,110,750	247,528	23,358,278
	1 公 衆 衛 生 費	5,068,172	108,376	5,176,548
	2 環 境 衛 生 費	810,636	△44,491	766,145
	3 保 健 所 費	2,291,856	144,696	2,436,552
	4 医 薬 費	12,477,155	517,473	12,994,628
5 勞 働 費	5 環 境 対 策 費	2,462,931	△478,526	1,984,405
		4,383,371	△492,159	3,891,212
	1 勞 政 費	658,550	△52,545	606,005
	2 雇 用 対 策 費	3,550,399	△427,846	3,122,553
	3 勞 働 委 員 会 費	174,422	△11,768	162,654
6 農 林 水 産 業 費		28,173,261	△540,112	27,633,149
	1 農 業 費	9,705,297	△134,849	9,570,448

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商	2 茶業費	650,954	△13,280	637,674
	3 畜産業費	2,373,515	446,083	2,819,598
	4 農地費	5,677,141	△408,674	5,268,467
	5 林業費	7,769,856	△404,044	7,365,812
	6 水産業費	1,996,498	△25,348	1,971,150
	7 商工業費	164,156,570	△672,106	163,484,464
8 土	1 商工業費	163,272,960	△699,403	162,573,557
	2 観光費	627,652	24,997	652,649
	3 消費生活費	255,958	2,300	258,258
9 警	1 土木費	92,443,554	△2,207,754	90,235,800
	2 土木管理費	10,902,826	64,084	10,966,910
	3 道路橋りょう費	42,868,967	△1,207,737	41,661,230
	4 河川海岸費	22,849,775	△276,662	22,573,113
	5 港湾費	2,743,006	△359,799	2,383,207
	6 都市計画費	4,058,407	△592,307	3,466,100
	7 公園宅費	3,485,957	△87,923	3,398,034
9 警察	1 住宅費	5,534,616	252,590	5,787,206
	2 警察費	85,993,043	△1,104,636	84,888,407
9 警察	1 警察管理費	83,446,492	△1,228,071	82,218,421
	2 警察活動費	2,546,551	123,435	2,669,986

10	教 育 費		192,409,430	△2,995,413	189,414,017
	1 教 育 總 務 費		15,214,810	△946,156	14,268,654
	2 小 学 校 費		39,774,751	△1,348,340	38,426,411
	3 中 学 校 費		23,425,660	△58,696	23,366,964
	4 高 等 学 校 費		42,014,359	△894,160	41,120,199
	5 特 別 支 援 学 校 費		18,085,160	△96,652	17,988,508
	6 大 学 費		12,787,153	1,681,524	14,468,677
	7 社 会 教 育 費		716,327	2,498	718,825
	8 文 化 財 保 護 費		5,586,792	△51,829	5,534,963
	9 保 健 体 育 費		823,908	43,325	867,233
	10 私 学 振 興 費		33,980,510	△1,326,927	32,653,583
11	災 害 復 旧 費		1,339,831	△1,114,641	225,190
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費		217,002	△101,173	115,829
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		1,122,829	△1,028,468	94,361
	3 庁 舎 等 災 害 復 旧 費		0	15,000	15,000
12	公 債 費		122,420,232	12,495,811	134,916,043
	1 公 債 費		122,420,232	12,495,811	134,916,043
13	諸 支 出 金		134,156,618	13,355,584	147,512,202
	1 公 營 企 業 出 資 金		366,273	10,184	376,457
	2 府 税 交 付 金 等		133,790,345	13,345,400	147,135,745
	歳 出 合 計		1,098,495,015	37,162,785	1,135,657,800

第2表 府債補正

起債の目的	補正		前		正		後	
	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
植物園施設整備費	—	借入又は 証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。)	年 10.0以内	1 償還期間は、 30年以内(据 置期間を含む。) 2 償還は、元金 均等又は元金一 括支払とする。 3 必要に応じて 繰上償還又は 借換をできる。	13,000	借入又は 証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。)	年 10.0以内	1 償還期間は、 30年以内(据 置期間を含む。) 2 償還は、元金 均等又は元金一 括支払とする。 3 必要に応じて 繰上償還又は 借換をできる。
文化芸術施設整備費	162,000				172,000			
京都府公館整備費	1,000				—			
本庁庁舎老朽設備改修費	271,000				261,000			
総合庁舎整備費	200,000				166,000			
屋内スポーツ施設整備事業費	146,000				—			
青少年健全育成施設整備費	2,000				—			
鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業費	15,000				6,000			
行政情報化推進費	331,000				305,000			
広域防災活動拠点整備費	100,000				92,000			
衛星通信系防災情報システム整備費	901,000				891,000			
総合社会福祉会館設備整備費	32,000				78,000			
障害者施設整備助成費	80,000				113,000			

隣保館運営等助成費	—				32,000
洛南寮整備費	—				1,000
民間社会福祉施設支援事業費	166,000				156,000
京都式地域包括ケアセンター事業費	134,000				120,000
児童養護施設整備助成費	22,000				30,000
淇陽学校整備費	10,000				14,000
保育環境等整備事業費	80,000				78,000
「のびのび育つ」こども応援事業費	66,000				45,000
きょうと「食の安心・安全」確保事業費	4,000				42,000
医療施設設備整備助成費	115,000				100,000
環境汚染等防止事業費	—				6,000
勤労者福祉会館整備費	24,000				14,000
高等技術専門校設備等整備事業費	55,000				54,000
京都フードテック推進事業費	113,000				159,000
「京の米」ブランド力向上対策事業費	54,000				58,000

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額 千円	起債の方法	利率 %	起債の方法	利率 %	起債の方法	限度額 千円	起債の方法	利率 %	起債の方法	限度額 千円	起債の方法
京の地域特産物応援事業費	7,000	借入又は証券発行(他の地方公共団体の共同発行を含む。)	年10.0以内	借入又は証券発行(他の地方公共団体の共同発行を含む。)	年10.0以内	借入又は証券発行(他の地方公共団体の共同発行を含む。)	5,000	1 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は繰上償還をできる。	年10.0以内	借入又は証券発行(他の地方公共団体の共同発行を含む。)	5,000	1 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は繰上償還をできる。
京都農人材育成強化事業費	10,000						6,000					
京都農業経営強化事業費	83,000						66,000					
集落連携100ha農場づくり事業費	34,000						15,000					
「移住するなら京都」推進事業費	81,000						26,000					
茶業事業費	49,000						67,000					
国直轄農業基盤整備事業費負担金	277,000						265,000					
造林事業費	111,000						285,000					
治山事業費	821,000						825,000					
林道事業費	25,000						23,000					
京都産水産物生産・流通拡大事業費	6,000						4,000					
漁港事業費	454,000						443,000					
総合見本市会館改修費	3,000						2,000					
京都新光悦村レッドゾーン対策事業費	11,000						9,000					

中小企業技術センター施設整備費	7,000				4,000	
京都産業立地促進事業費	1,100,000				569,000	
宿泊施設立地促進事業費	8,000				4,000	
府民協働型インフラ保全事業費	2,759,000				2,793,000	
地域密着型社会資本整備事業費	2,212,000				2,237,000	
道路事業費	19,304,000				18,627,000	
国直轄道路事業費負担金	4,910,000				3,992,000	
河川事業費	7,344,000				7,600,000	
砂防事業費	2,905,000				2,963,000	
海岸保全事業費	143,000				149,000	
国直轄河川事業費負担金	3,423,000				3,177,000	
国直轄港湾事業費負担金	774,000				781,000	
港湾事業費	456,000				311,000	
街路事業費	910,000				724,000	
都市公園事業費	1,383,000				1,385,000	

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
自然公園事業費	74,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体の共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。	73,000	証券借入又は証券発行(他の地方公共団体の共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。				
国直轄公園事業費負担金	18,000				14,000							
府営住宅建設事業費	1,729,000				1,950,000							
警察施設整備費	1,798,000				1,884,000							
舞鶴警察署建設費	143,000				165,000							
左京警察署整備費	55,000				53,000							
宇治警察署建設費	400,000				395,000							
総合指揮システム整備費	353,000				315,000							
高等学校校舎等整備費	3,166,000				2,026,000							
特別支援学校校舎等整備費	2,412,000				2,040,000							
医科大学整備費	193,000				97,000							
医科大学附属病院等整備費	2,695,000				2,791,000							
少年自然の家改修費	1,000				—							
府立図書館改修費	19,000				11,000							

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	一般活動費	3,000
		会計事務費	1,000
		文化芸術施設整備費	71,000
		広域振興局一般運営費	1,000
		一般活動費	1,000
3 民生費	5 選挙費	衆議院議員選挙執行経費	1,790,000
		最高裁判所裁判官国民審査執行経費	13,000
		衛星通信系防災情報システム整備費	124,000
4 衛生費	1 社会福祉	一般活動費	1,000
		わがまちの消防団強化・応援事業費	11,000
		社会福祉事業推進費	1,000
		隣保館運営等助成費	99,000
		保健環境研究所整備費	58,000
5 労働費	1 労働委員会	医薬関係指導費	1,000
		一般活動費	1,000
		一般活動費	1,000
6 農林水産業費	1 農業	一般運営費	1,000
		農業総務費	1,000
		農地総務費	65,000
		農地総務費	65,000
		林業総務費	51,000

			林道費			86,000
	6	水産業費	漁港管理費			6,000
7	1	商工業費	一般活動費			1,000
	2	観光費	京都観光誘客促進事業費			1,000
8	1	土木管理費	建築指導費			50,000
	2	道路橋りょう費	道路維持費			897,000
	3	河川海岸費	水防費			184,000
	4	港湾費	港湾管理費			20,000
9	1	警察管理費	警察本部費			1,000
10	1	教育総務費	学校教育振興費			1,000
	8	文化財保護費	歴史の建造物保存伝承事業費			98,000
			丹後郷土資料館整備推進費			1,884,000
11	1	災害復旧費	農業施設災害復旧費			6,000
			林業施設災害復旧費			21,000
	2	土木施設災害復旧費	河川等災害復旧費			3,000
	3	庁舎等災害復旧費	庁舎等災害復旧費			15,000

2 変更

款	項	目	事業名	金額	
				補正前 千円	補正後 千円
2	総務費	2	企業画費	685,000	700,000
3	民生費	1	社会福祉費	45,000	138,000
			地域公共交通再構築事業費		
			障害者施設整備助成費		

款	項	事	業	名	金額	
					補正前 千円	補正後 千円
					5,000	134,000
4	衛生費			京都市域包括ケアセカンドステージ事業費		
	2	環境衛生費		市町村上下水道経営基盤強化事業費	11,000	34,000
6	農林水産業費			農業振興費	2,965,000	3,043,000
	1	農業費		農業技術センター費	107,000	195,000
	2	茶業費		茶業費	397,000	402,000
	3	畜産業費		畜産振興費	550,000	553,000
	4	農地費		土地改良費	415,000	754,000
				農地防災事業費	953,000	1,490,000
	5	林業費		林業振興費	83,000	85,000
				造林費	623,000	643,000
				治山費	761,000	1,787,000
				狩猟費	527,000	532,000
	6	水産業費		漁港建設費	608,000	785,000
8	土木管理費			土木総務費	900,000	3,748,000
	2	道路橋りよう費		道路新設改良費	12,895,000	17,211,000
				橋りよう維持費	1,935,000	3,849,000
	3	河川海岸岸費		河川改良費	6,202,000	8,622,000
				砂防費	2,630,000	3,576,000
				海岸保全費	112,000	143,000
				ダム管理事務所費	241,000	463,000

5	都 市 計 画 費	街路事業費	1,069,000	1,169,000
			6	公 園 費
7	住 宅 費	住宅建設費	9,000	55,000
			9	警 察 費
10	教 育 費	警察活動費	67,000	350,000
			2	警 察 活 動 費
5	特 別 支 援 学 校 費	高等学校校舎等整備費	1,428,000	1,558,000
			5	特 別 支 援 学 校 費

第70号議案

損害賠償請求事件に係る和解の件

京都府立西城陽高等学校における野球部活動中の受傷事故に係る損害賠償請求事件について、次のとおり和解する。

令和8年3月3日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 事件名 京都地方裁判所令和3年(ワ)第2277号損害賠償請求事件

2 和解の内容 (1) 被告(京都府)は、原告(大島一歩)に対し、本件事故による損害賠償債務として、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの既払金を除き、金3,800万円の支払義務があることを認める。

(2) 被告は、原告に対し、(1)に定める金員を、令和8年4月末日までに支払う。

(3) 原告は、被告に対するその余の請求及びその余の被告(岩間拓良、亡河田佑月承継人河田幸治及び河田智代並びに新具慶大)に対する請求をそれぞれ放棄する。

(4) 原告及び被告らは、原告と被告らとの間及び被告とその他の被告らとの間には、本件に関する、本和解条項に定めるほかには何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

3 和解の相手方 大島一歩

岩間拓良

河田幸治(承継人)

河田智代(同上)

新 具 慶 大

4 和 解 の 方 法 民 事 訴 訟 法 (平 成 8 年 法 律 第 109 号) 第 89 条 の 規 定 に よ る 和 解

第71号議案

損害賠償等請求事件に係る調停成立の件

京都府立山城高等学校におけるサッカー部活動中の受傷事故に係る損害賠償等請求事件について、次のとおり調停を成立させる。

令和8年3月3日提出

京都府知事 西脇隆俊

1 事件名 京都簡易裁判所令和6年（ノ）第99号損害賠償等請求事件

2 調停の内容 (1) 京都府は、京都府教育委員会をして、次の事項に努める。

ア 教職員に対し、校内及び校外で受傷事故等が発生した場合の対応に関して、京都府及び文部科学省が作成した文書を用いて、より一層の周知徹底を行うこと。

イ 受傷事故が発生した場合において、第一発見者の近くに教職員がいる場合には、第一発見者が速やかに近くの教職員に協力を要請し、複数の教職員で対応すること、加えて頭部の受傷事故である場合において、スポーツ事故対応ハンドブック及びスポーツ事故防止ハンドブックの記載に従って医療機関の受診が必要とされる場合には、速やかに医療機関を受診させる体制を構築すること。

ウ 文部科学省策定の学校事故対応に関する指針に基づき、事故発生後の対応や事故発生状況等の調査を行うこと。

(2) 申立人らは、本件請求をいずれも放棄する。

(3) 申立人らと京都府は、申立人らと京都府との間には、本件に関する、本調停条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(4) 調停費用は、各自の負担とする。

3 調停の申立人 京都市上京区新御幸町24-4

川 西 絆士郎

川 西 賢 輝

川 西 雅 美